

国保税率が変わります。

市は、3月議会で国民健康保険条例の一部を改正し、本年度から保険税率を改定しました。これまでシリーズで、制度の仕組み、国保財政の現状についてお伝えしてきました。最終回となる今回は、改正の内容や国保料がどのように決まるかについてご説明します。

改正点は3つ

今回の税率改正では、下表の青色部分が変わります。まとめると次の3点が改正点となります。

- 医療保険分の所得割を5%から5.5%に、(ただし2年間に限り5.3%)均等割、平等割がそれぞれ1,400円の引き上げとなります。
- 後期高齢者支援分の所得割を1.5%から2.3%に、均等割については、3,600円、平等割については2,600円の引き上げとなります。
- 介護保険分については、地方税法の一部改正に伴い、限度額が9万円から10万円に引き上げとなります。

納税通知書は7月に発送

国民健康保険税は、4月1日現在の加入者の前年所得や固定資産、人数によって世帯単位で課税され、世帯主が納税義務者となります。

世帯主が国民健康保険に加入していても、世帯に1人でも加入者がいれば、世帯主の名前で納税通知書が送付されます。発送は7月。納付は、7月から翌年の3月までの9回に分けて、1年分をお支払いいただきます。

国民健康保険税は、この制度を支える大切な財源です。納め忘れや、滞納が増えて国保財政が赤字になると、この制度を続けていくことができなくなります。期限内の納付にご協力ください。

コンビニでも納付できます

本年度から金融機関や市役所窓口のほか、コンビニエンスストアでも納付することができます。営業時間内であれば、曜日や時間を気にせず納付することができます。

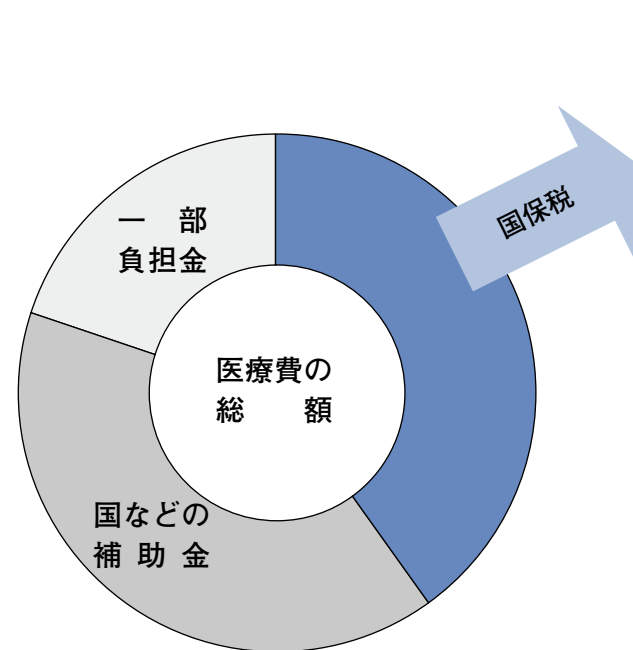
改正内容

区 分		平成 20 年度	平成 21 年度～
医療保険分	所得割	5%	5.5% (2年間に限り5.3%)
	資産割	12%	12%
	均等割	1 人 19,000円(年間)	1 人 20,400円(年間)
	平等割	1 世帯 19,000円(年間)	1 世帯 20,400円(年間)
	課税限度額	1 世帯 470,000円(年間)	1 世帯 470,000円(年間)
後期高齢者支援分	所得割	1.5%	2.3%
	資産割	5%	5%
	均等割	1 人 6,000円(年間)	1 人 9,600円(年間)
	平等割	1 世帯 7,000円(年間)	1 世帯 9,600円(年間)
	課税限度額	1 世帯 120,000円(年間)	1 世帯 120,000円(年間)
介護保険分 (40歳から65歳未満の方対象)	所得割	2.2%	2.2%
	均等割	1 人 7,000円(年間)	1 人 7,000円(年間)
	平等割	1 世帯 7,000円(年間)	1 世帯 7,000円(年間)
	課税限度額	1 世帯 90,000円(年間)	1 世帯 100,000円(年間)

口座振替をお勧めします

窓口に向いて納付できないことや、うっかり納期限を忘れてしまうことはありません。市では、便利な口座振替による納付をお勧めしています。手続きは、預金通帳、届出印、国保税納税通知書をお持ちのうえ、市内金融機関窓口か市役所窓口にお出掛けください。

国保税率の決め方



- 所得割
世帯の加入者所得に応じて計算
- 資産割
世帯の加入者資産に応じて計算
- 均等割
世帯の加入者数に応じて計算
- 平等割
一世帯いくらかと計算

その年に予想される医療費から、病院で支払う一部負担金と、国などの補助金を差し引いた額が、その年に必要な国民健康保険税の総額になります。

$$\text{国保税の総額} = \text{予想される医療費} - (\text{一部負担金} + \text{補助金})$$

この総額を、「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」の4項目に割り振り、それらを組み合わせて、一世帯ごとの国民健康保険税が決められます。

